

## (参考) 県外の方から寄せられた代表的なご意見の概要

38件(38名)

県外の方からいただいたご意見につきましても、施策の参考とさせていただきます。

## 4 基本の方針について

No	意見の概要
1	行政に引き取られた動物の致死処分は、複数の獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる動物以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。

## 5 施策別の取組み

## (1) 普及啓発について

No	意見の概要
2	飼い主としての責務等を市町村の広報紙などに毎月一回載せて欲しい
3	譲渡動物の不妊・去勢手術を義務化するべき。
4	収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。
5	動物管理センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐ事ために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務付けるべき。
6	アニマルセラピーに適した動物を使用し、社会貢献活動を行うのはどうか。
7	あらゆるメディアを使って、前年度の致死処分数と譲渡数そして譲渡率を公開すること。

## (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保について

No	意見の概要
8	動物の引取りを希望する飼い主には、事情説明や名前の記入を義務付け、致死処分の映像または実際の処分現場を見せるべき。
9	動物病院で安楽死と同等の引取り手数料を徴収し、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収することとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てるべき。
10	動物の致死処分方法は、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行するべき。
11	飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成すること。
12	犬を係留することを義務付ける場合、犬に十分な運動量、飼主との触れ合い、コミュニケーション、及び犬がその犬種にあった環境で暮らせることを飼主が確保した上での措置も同時に求めるべき。

13	高齢者が動物を飼養する場合のガイドライン、マニュアルを作成し、自治会やボランティアを通して啓発活動、サポート活動を行うこと。
14	高齢者・身体障害者などの飼い主に対する支援が必要である。
15	虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施する。
16	虐待をした者には、罰則付で一定期間動物の飼養を禁止して欲しい。

### (3) 動物による危害や迷惑問題の防止について

No	意見の概要
17	市町村の広報紙を通して登録・注射は義務であることを毎月一回周知して欲しい。
18	猫の室内飼いを義務化するべき。
19	多頭飼育を把握し適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。
20	TNR活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行うこと。
21	行政管理の土地での飼い主のいないねこ対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し、飼い主のいないねこ対策を行えるよう、協力し支援すること。

### (4) 所有明示(個体識別)措置の推進について

No	意見の概要
22	引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とすること。
23	収容動物に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする。
24	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来動物以外の個体への装着は推進するべきではない。
25	マイクロチップの推進は、マイクロチップの絶対的な安全性の証明、メリット・デメリットについて飼い主が理解し選択すること、行政施設でのマイクロチップ装着・未装着による動物への差別待遇をしないことを条件とすべき。
26	獣医学的にマイクロチップを挿入不可能な個体を除き、動物を飼養する場合はマイクロチップを挿入することを義務とし、違反した場合の罰則を設けること。
27	動物取扱業者が動物を販売する場合、マイクロチップを挿入することを義務とすること。
28	厚生センター等関係機関に、マイクロチップリーダーを配備すること。

## ( 5 ) 動物取扱業の適正化について

No	意見の概要
29	少なくとも年 1 回以上の立ち入り調査を行うこと。

## ( 6 ) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進について

No	意見の概要
30	「3R の原則」の普及啓発を行って欲しい。
31	実験動物の使用から代替法への転換を指導・推進し、必要に応じて代替法促進費用を設定するのはどうか。
32	学校教育課程での動物の解剖実験を禁止して欲しい。
33	産業動物について、動物の管理方法・管理施設の衛生環境・頭数の制限・使用目的を記載した書類の提出を義務付けて欲しい。
34	肉食を減らし、犠牲となる産業動物が減らせるよう条例を制定して欲しい。

## ( 7 ) 災害時対策について

No	意見の概要
35	特定動物の販売業者は、取扱動物の明確な入手方法・頭数・性別などを行政に報告することを義務付けるべき。

## ( 8 ) 体制整備・人材育成について

No	意見の概要
36	動物管理センター等の動物収容施設は、戦後の狂犬病対策のために設置されたままであり、動物愛護の場としてふさわしくない。施設の見直しをすべき。
37	動物管理センターを一般に開放し、動物とのふれあいの場や家族での憩いの場として利用しやすい環境に改善して欲しい。
38	収容動物の給餌や散歩・掃除などの世話を手伝ってくれるボランティアを学校や地域単位で募集するのはどうか。